

柏市要介護高齢者等住宅改造費補助制度

1 目的

高齢者等の体の状況にあわせた住宅改造に対し、住宅改造費の一部を補助することで、高齢者等が安心して在宅生活を、送ることができるようにすることを目的にした制度です。



2 対象者

市内に在住しており、介護保険で要支援又は要介護の認定を受けているかた

3 対象要件

《 以下の3要件全てを満たしている必要があります。 》

- ① 対象者が柏市に居住しており、住民登録があること。
- ② 対象者及び同一住所に住民登録のされている親族(親、対象者の配偶者、子、子の配偶者)の市民税所得割額の合計額が16万円未満であること。
- ③ 対象者及び同一住所に住民登録のされている親族(親、対象者の配偶者、子、子の配偶者)が前年度及び前々年度の市民税を滞納していないこと。



4 対象工事 (各工事の附帯工事も含みます。)

①	手すり設置
②	段差解消
③	床材の変更
④	ドアの改造
⑤	和式便器から洋式便器への交換
⑥	流し台及び洗面台の交換(車いす対応のもの)

※ 既存の住宅で生活するうえで身体状況等により不都合が生じる部分の改修工事であり、**新築、増築、改築は対象となりません。**

※対象箇所は、市職員が訪問し、対象者の方に必要と認められた部分のみとなります。

5 補助金の計算

(1) 補助の対象となる工事の経費(補助対象経費)と、補助対象経費の上限36万円を比較して低い方の金額を選択します。

補助対象経費	適用金額
36万円以上の場合	360,000円
36万円未満の場合	補助対象経費の金額

※介護保険の住宅改修制度が利用できる場合は、介護保険制度を優先します。

(2) (1)で選択した金額と次に掲げる補助率を乗じる。

市民税課税状況	補助率
課税世帯	1/3
市民税均等割額のみ 非課税世帯	90/100

具体例①

補助対象経費の金額が590,000円かつ介護保険の住宅改修制度の残額が200,000円

	補助対象経費の金額	590,000円	
①	介護保険の住宅改修制度の残額 (200,000円)を差し引く	390,000円	
②	補助対象経費の上限(360,000円)と比較	360,000円 < 390,000円 = 360,000円が適用	
	補助率	課税世帯 1/3	非課税世帯 90/100
③	360,000円 × 補助率	360,000円 × 1/3 = 120,000円	360,000円 × 90/100 = 324,000円
④	補助金額	120,000円	324,000円

具体例②

補助対象経費の金額が320,000円かつ介護保険の住宅改修制度の残額が200,000円

	補助対象経費の金額	320,000円	
①	介護保険の住宅改修制度の残額 (200,000円)を差し引く	120,000円	
②	補助対象経費の上限(360,000円)と比較	360,000円 > 120,000円 = 120,000円が適用	
	補助率	課税世帯 1/3	非課税世帯 90/100
③	120,000円 × 補助率	120,000円 × 1/3 = 40,000円	120,000円 × 90/100 = 108,000円
④	補助金額	40,000円	108,000円

6 再補助について

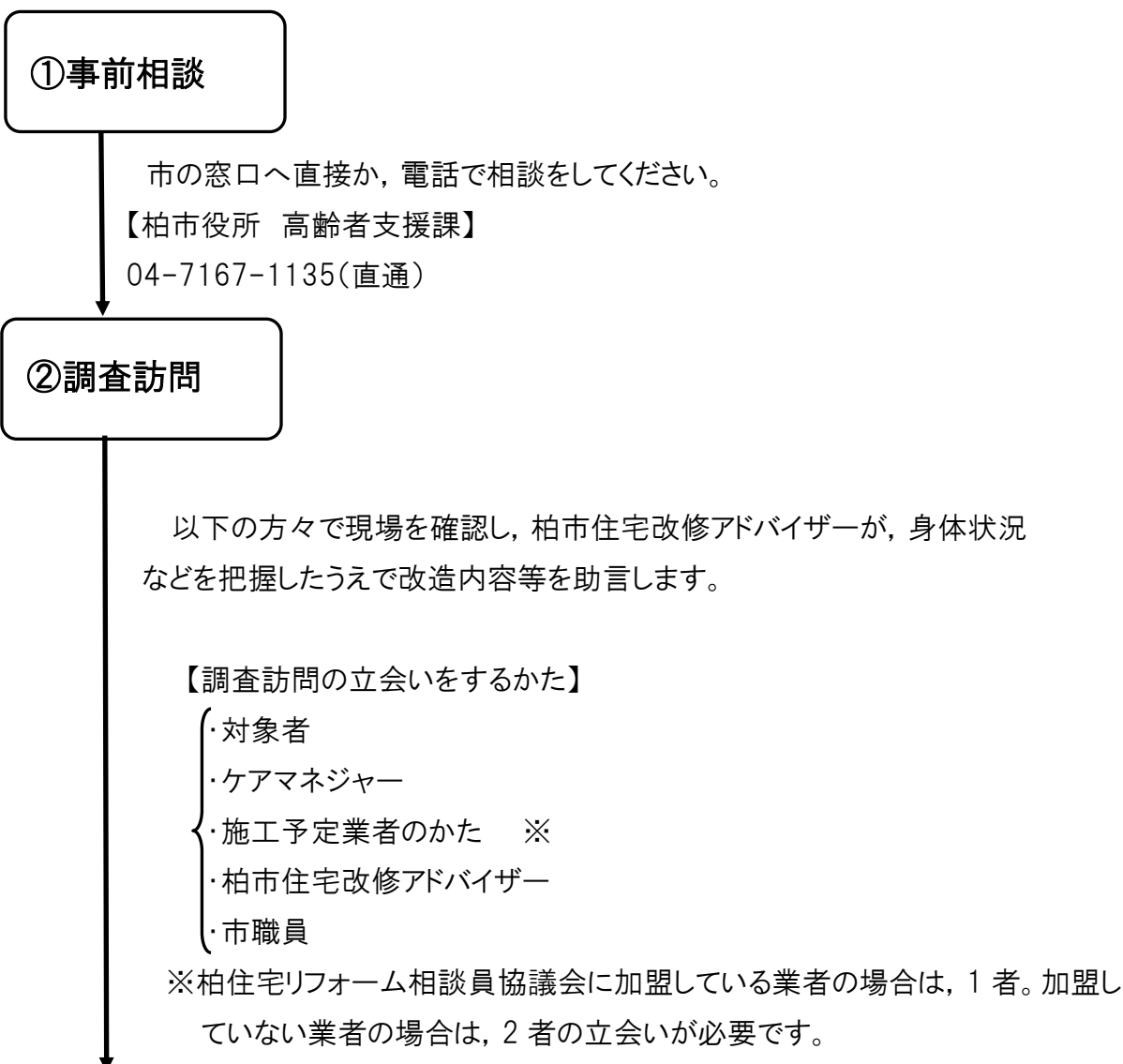
補助は原則として1回です。ただし以下のいずれかに該当し、必要性が認められる場合、再度補助の対象となります。

- (1) 最初に住宅改造をした申請日から要介護状態区分が次の表のように変更されている場合。

申請時の要介護状態	変更後の要介護状態
要支援1	要介護3, 要介護4又は要介護5
要支援2・要介護1	要介護4又は要介護5
要介護2	要介護5

- (2) 柏市内で転居した場合。

7 柏市要介護高齢者等住宅改造費補助制度手続きの流れ



③見積書・図面の作成

柏市住宅改修アドバイザーが作成した住宅改修工事指示書に基づき、立会いした施工予定業者に見積書、図面の作成を依頼してください。（調査訪問前は見積りは不可）

※ 図面には縮尺を明記してください。

※ ユニットバスへの変更の場合は、振り分け表も必要になります。

④補助の申請

以下の書類を高齢者支援課に提出してください。

ア 柏市要介護高齢者等住宅改造費補助制度申請書

イ 市民税課税証明書(対象者及び同居親族分)

ウ 市民税納税証明書等, 市民税の納税を証明できるもの
(対象者及び同居親族分)

※ イ及びウは, 「税調査承諾書」に代えることができます。

※ 柏市外から転入された方は, 前住所地の課税証明書又は非課税証明書, 及び納税証明書が必要です。

エ 介護保険法に基づく理由書の写し(居宅介護(介護予防)住宅改修費と併用する場合)

オ 対象者名義の見積書の写し 2者

※柏住宅リフォーム相談員協議会に加盟している業者の場合は 1 者

カ 改造前後の図面(縮尺を明記)

キ 改造前の写真

※ 写真には必ず日付を入れてください。

※ 浴槽交換や段差解消の場合は, またぎや深さ, 段差部分にメジャー等をあてて写真をお撮りください。

ク 住宅の所有者の承諾書(同居の親族が所有している場合は必要ありません。)

⑤補助決定

市は、2者の見積り(柏住宅リフォーム相談員協議会に加盟している業者の場合は1者)のうち、低いほうの見積り額をもとに補助額を計算します。

補助決定後、補助金交付決定通知書を送付します。(実績報告書、補助金交付請求書同封)

御注意

工事開始は、補助金交付決定通知書が届くまでお待ちください。

⑥工事開始

見積書を作成した2者のうち1者を選んで契約を結び、工事を開始してください。

※ 必ずしも見積り金額が低い方の業者を選ばなければならないものではありません。

御注意

工事内容に変更があった場合は、補助額に変更がない場合でも、工事前に市に連絡をし、変更届を提出してください。

変更届を提出せず工事内容を変更した場合は、補助金が支給できなくなります。

⑦工事完了報告

工事が完了したら、業者に支払いを済ませ、以下の書類を高齢者支援課に提出してください。

ア 補助金実績報告書（決定通知書に同封）

イ 補助金交付請求書（決定通知書に同封）

ウ 領収書(対象者名義)の原本とその写し(原本については確認の上、ご返却いたします)

エ 改造後の写真

※ 写真には必ず日付を入れてください。

※ 業者が介護保険の住宅改修受領委任の登録業者であれば、委任状により補助金の受領を委任することができます。

※ 見積書と領収書の金額(受領委任をする場合、領収書と委任状の合計額)が違った場合、補助金の支払ができません。

⑧工事完了後の確認

市が工事完了状況を確認します。

⑨補助金の支払

対象者が指定した金融機関に補助金を振り込みます。



御注意

補助を受けるには、工事前の申請が必要です。すでに開始している工事については、補助が受けられません。



お問い合わせ

柏市役所 高齢者支援課

電話 04-7167-1135(直通)